

よこはま夢ファンドとは・・・

皆様からの寄附金を積み立て、主に横浜市内で活動するあらかじめ登録されたNPO法人の公益的活動への助成を行う基金です

詳しくは

よこはま夢ファンド

検索

市民協働推進部
～市民の意欲・発想・実行力が活きる協働の都市づくりを目指して～

市民協働推進部
～市民の意欲・発想・実行力が活きる協働の都市づくりを目指して～

「よこはま夢ファンド」は皆さまの寄附で市民活動を支える横浜市の基金です

よこはま夢ファンドとは 寄附をお考えの方へ 基金の状況 基金の活用 登録団体一覧 広報印刷物

市民活動推進基金に寄附するには

「市民活動推進基金」に寄附をしたいと思ったら、まずは寄附のお申し込みをお願いします。寄附の納付に必要な書類を、担当課よりお送りいたします。パンフレット等が必要な場合も、お気軽にご連絡ください。すぐに書類をお送りいたします。寄附の納付は、横浜市からお送りする納付書による金融機関（銀行、ゆうちょ銀行等）でのお手続き、もしくは、Yahoo! 公金支払い（インターネット）を利用したクレジットカード決済をお願いします。（クレジットカード決済は5,000円以上が可能）寄附していただく金額はおいくらでも結構です。

ご寄附のお申し込み
インターネットでお申し込み

寄附申込フォームで必要事項を直接入力し、送信してください。

郵送・ファクス・Eメールでお申し込み

「寄附申込書」に必要事項を記入の上、担当課にお送りください。寄附申込書はこちらからダウンロードできます。

寄附申込書＜PDFファイル＞
寄附申込書＜WORDファイル＞

寄附申込書の送付先

Eメールの場合： yo-fund@city.yokohama.jpまで（寄附申込書の添付が可能です）
郵送の場合： 〒231-0062 横浜市中区桜木町1-1-106 みなとみらい21クリーンセンタービル7階 横浜市市民局市民活動支援課 よこはま夢ファンド担当 まで
ファクスの場合： 045-222-2022 横浜市市民局市民活動支援課 よこはま夢ファンド担当 まで

寄附の手続きはインターネットで！

1. 寄附をお考えの方へ をクリック

2. 寄附申込フォーム をクリック

よこはま夢ファンド寄附申し込みフォーム

下の利用規約をお読みください。
利用規約に同意する場合は、「利用規約に同意する」ボタンを押してください。

横浜市電子申請・届出サービス利用規約

「横浜市電子申請・届出サービス」（以下「本サービス」という。）を利用するためには、次の利用規約に同意していただくことが必要です。本サービスを利用される方は、利用規約に同意したものとみなされます。

1 目的
本サービスは、横浜市の電子申請・届出サービス（以下「本サービス」といいます。）を利用して、横浜市（以下「市」といいます。）に申請・届出等の手続を行うための必要な事項について定めるものです。

20 サービスへのリンク
本サービスは、以下のリンク先からアクセスすることができます。
http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/bs/in/shiminkatsudou/fund/d/antalist.html
このリンク先は、本サービスの利用に必要と認められる場合、本サービスを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなされます。

21 権利の帰属
本サービスは、横浜市が著作権を保有するものとします。

22 利用規約の改定
本サービスは、必要に応じて改定を行うこととなり、本規約を改定することができるともします。改定は、利用規約の改定が行われることとし、本規約の改定は本サービスを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなされます。

本規約は、本サービスの利用から適用されます。

利用規約に同意しない 利用規約に同意する

3. 利用規約をお読みの上、よろしければ同意する をクリック

申請日
必須 平成 31 年 2 月 28 日

お名前
必須

お名前(フリガナ)
全角カタカナで入力してください。

同封自署のお名前など印字等で公表してもよろしいですか。
必須

○ 名前・金額を公表してもよい ○ 名前は公表してもよいが金額は公表してほしくない ○ 名前は公表してほしくない

登録団体一覧はこちらのHPからご確認ください。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/bs/in/shiminkatsudou/fund/d/antalist.html>

寄附の活用先として希望する団体がありましたら、ご記入ください。

4. 必要事項にご記入ください。

・名前は納税してる人の名前で統一してください。（例：専業主婦の場合は会社員の旦那さんの名前にする。）
支払い方法も同様です。例えばクレジットカード決済の場合、納税者の名義のカードを使用してください。

・この欄に肺がん患者の会ワンステップとご記入いただくことで寄附はワンステップの活動に役立てられます。

インターネットによる方法のほかに、郵送・ファクス・Eメールで横浜市市民局市民活動支援課に寄附申込書を送ると届く納付書を使って金融機関でご寄附をお振込みいただく方法もあります。寄附申込書はこちらからダウンロードできます。

ふるさと納税の税制上の優遇措置とは・・・

個人の場合、ふるさと納税のうち、2,000円を超える部分については一定の上限まで、所得税・個人住民税から全額控除されます

必要な手続きはこちらをご参照ください

市民協働推進部
～市民の意欲・発想・実行力が活きる協働の都市づくりを目指して～

よこはま夢ファンド

「よこはま夢ファンド」は皆さまの寄附で市民活動を支える横浜市の基金です

よこはま夢ファンドとは 寄附をお考えの方へ 基金の状況 基金の活用 登録団体一覧 広報印刷物

税制上の優遇措置
ご寄附頂いた方々 登録団体になるには 卸会 記者発表 広報の寄附

税制上の優遇措置について

平成27年のふるさと納税の制度改正により、寄附金控除枠が拡大し、手続の簡便化が図られました。この機会に、ぜひ横浜の市民活動団体を確認してください！

全額控除されるふるさと納税額の目安(年間上限)は・・・

ふるさと納税を行う方の給与収入額や家族構成によって異なります
総務省 ふるさと納税ポータルサイトでは、収入や家族構成などの条件を入れることで寄附金額と控除額のシミュレーションができます

控除額(目安)のシミュレーション	
・黄色のセルに数値を入力して下さい。(ゼロの場合は入力不要)	
○寄附者の年収	
給与収入額	5,000,000円
※実際の計算は、寄附をした年の1月～12月の収入を基に行うため、寄附時点では正確な数値は判明していません。	
○家族構成	
配偶者	
専業主婦	1人
共働き(年収201万円超)	人
扶養親族	
中学生以下(16歳未満)	1人
高校生(16～18歳)	人
大学生(19～22歳)	人
23歳以上	人
○寄附しようとする額	
寄附額	40,000円
控除額(所得税+住民税)	38,000円
(自己負担額)	2,000円 ※必ず2,000円は自己負担となります。
(控除額はあくまで目安です。正確な計算は寄附翌年にお住まいの市区町村にお尋ね下さい。)	

たとえば
年収
500万円
家族構成
配偶者(専業主婦)
子ども(中学生1人)
のAさんが4万円寄附する場合
自己負担額は2,000円です

